

ケース③

「役員の任期はどのくらいがいいのでしょうか。」

対応事例①

輪番制にして1年交代でやっています。

対応事例②

基本的には2年任期でやっています。ただし、すべての役員が一新すると引き継ぎが難しいですから、半分ずつ交代にしています。

対応事例③

会長だけは2年間継続です。会長は、外部の方との交渉なども行いますので、外部との信頼関係を築くためにも、2年くらいはやったほうがいいのではないかと思うからです。会長経験者は、次の役員を免除するなど不公平感をなるべく少なくできるようにしています。

●会計について

ケース①

「役員会の飲食費は、団体の予算から出してもいいものでしょうか。」

対応事例①

基本的に親睦会は自己負担、会議費は、お茶とお菓子のみです。

対応事例②

予算には、年度初めの新旧役員の親睦会のみを計上しています。

対応事例③

役員が入れ替わって初めての役員会では、顔合わせの意味もあって、800円以内の弁当を用意していますが、これは予算に計上しています。

ケース②

「自治会への募金協力のお願いがありました。どのように集めればいいでしょうか。」

対応事例①

会費とは別に募金を徴収しています。募金する意思を確認するためです。

対応事例②

集めた会費の中から募金を出しています。これは、事前に総会で議論をし、承認を得てやっています。

9 関係部署連絡先、補助金情報

(1) 関係部署連絡先

部署名	内容	連絡先
人権・まちづくり課 国際・交流推進係	地域づくり協議会に関すること 町内会等に関するこ	☎：92-8242
危機管理室	防災に関するこ 自主防災組織に関するこ	☎：92-8599
環境課 美化推進係	ごみ集積所に関するこ	☎：92-8338
地域応援課 地域応援係	道路・水路に関するこ	☎：92-8293
総務課 行政係	広報紙の配布部数に関するこ	☎：92-8218
交通政策課	交通安全に関するこ	☎：92-8249

(2) 補助金情報

名称	内容	担当課	連絡先
地域集会所建設補助金	町内会等の自治組織が集会所を新築等する場合の工事費用の一部を補助	人権・まちづくり課 国際・交流推進係	☎：92-8242
ごみ集積所整備費補助金	ごみ集積所を新しく設置した場合の整備費の一部を補助	環境課 美化推進係	☎：92-8338

※各補助金等の金額、手続などの詳細については、市のホームページ又は担当課までお問い合わせください。



総社市民憲章

わたくしたちは、美しい自然と豊かな吉備文化にはぐくまれている総社市民です。

このことに誇りと責任をもち明るく豊かなまちをつくることにつとめます。

1 郷土を大切に
美しい環境を まもりましょう。

1 生涯学び
明るい家庭を きずきましょう。

1 たがいに助け合い
あたたかいまちを つくりましょう。

市の花
れんげ



市の木
もみじ



市の鳥
タンチョウ



平成18年3月22日制定
総社市民憲章を唱和・実践する会

【お問い合わせ】

総社市役所 人権・まちづくり課

〒719-1192 総社市中央一丁目1番1号

TEL 92-8242 FAX 93-9479

jinken-machi@city.suja.okayama.jp